

令和3年 第4回

甲斐市農業委員会議事録

令和3年4月27日

1 日 時 令和3年4月27日(火) 午後2時59分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第17号 農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 3番 有泉 善人 委員

5 議事録署名委員 19番 神澤 安行 委員、1番 中村 敬一 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時51分

【事務局長】

それでは定刻より若干早いですが皆さんお揃いになりましたので、令和3年第4回の総会を始めさせていただきます。

始めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

総会に先立ちまして、この4月1日の人事異動によりまして、職員に異動がありましたので紹介をさせていただきます。

産業振興部長に昇任となりました梅原部長です。

【産業振興部長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

私は4月1日の人事異動により、スポーツ振興課より農林振興課へ異動となり、また、農業委員会事務局長を拝命いたしました山岡 広司と申します。よろしく申し上げます。

同じく4月1日の人事異動により、農業委員会事務局庶務係長を拝命いたしました樋口 一でございます。

(樋口係長あいさつ)

ただいま紹介させていただきました職員に、引き続き事務局を担当します、赤澤でございます。

(赤澤、あいさつ)

藤井でございます。

(藤井、あいさつ)

ここには居りませんが、会計年度任用職員の寄特を加えた新体制によりまして、1年間、頑張っまいますので、よろしくご指導、ご協力をお願いいたします。

ここで、梅原部長につきましては、別の公務がございますので、退席をさせていただきます。

(産業振興部長退席)

それでは、ただいまより第4回総会を始めさせていただきます。

<p>【神澤副会長】</p>	<p>初めに、神澤副会長より開会のことばをお願い致します。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>それでは第4回の甲斐市農業委員会総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。</p>
<p>【事務局長】</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく申し上げます。</p>
<p>【議長（会長）】</p>	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第1 議事録署名委員の 指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、19番神澤委員と1番中村委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第2、会期の決定を致します。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>
<p>(日程第3 議事) (報告第9号)</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第9号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。</p>

事務局に番号 2 番から 8 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

それでは資料 1 ページをお願いします。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。
甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 6 番をお願いします。地図・公図は 1 ページ、2 ページです。

●●番地、面積 804 m²を、●●の●●さんが自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 7 番、地図・公図は 3 ページ、4 ページです。

●●番地、他 1 筆合計 480 m²を、●●の●●さんが、自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 8 番、地図・公図は 5 ページ、6 ページです。

●●番地、面積 543 m²を、●●の●●さんが、宅地拡張するための届出が出ています。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 10 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

報告第 10 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 10 番～17 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 10 番をお願いします。地図・公図は 7 ページ、8 ページです。

●●番地、面積 68 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 148 m²を、●●の●●さんが、全体で 2 筆 216 m²を、●●の●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届出が出ています。

続きまして、番号 11 番、地図・公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 10 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借権の設定により、●●番地の宅地と併せて共同住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 12 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 330 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借権の設定により、自己用住宅にするための届出が出ています。

次のページ 3 ページへ行きまして、番号 13 番、地図・公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、面積 233 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、貸駐車場にするための届出が出ています。

続きまして、番号 14 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、面積 497 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借権の設定により、自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 15 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、他 4 筆合計 2,296 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲 7 区画にするための届出が出ています。

次のページ4ページへ行きまして、番号16番、地図・公図は19ページ、20ページになります。

●●番地、面積1,925㎡を、●●の●●さん他1名が、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲7区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号17番、地図・公図は21ページ、22ページになります。

●●番地、他1筆合計485㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲するための届出が出ています。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第15号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号6番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料5ページをお願いします。番号6番、地図・公図は23ページ、24ページになります。

●●番地、面積403㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は12,632㎡、申請地で自家用野菜等の作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、スピードスプレーヤー、耕耘機、草刈機です。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いします。

【●●委員】 はい、●番●●です。
先般4月19日に現地調査を行いました。
写真で見えている家は●●さんの家で、申請地の隣になりますので何ら問題はないと思います。よろしくお願い致します。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい。
現地調査に同行しましたが、何の問題もないと思われまます。よろしく
お願いします

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号6番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
続きまして番号7番、地図・公図は25ページ、26ページになります。
●●番地、他2筆合計1,459㎡です。
営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の許可申請で、当事案
については、議案第18号、第5条許可申請、番号10番の一時転用と関
連がありますので、一括の審議をお願いします。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと

	<p>上程する議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項許可申請の案件に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。</p>
<p>(議案第 16 号)</p> <p>【議長】</p>	<p>次の議案に移ります。</p> <p>議案第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号 3 番の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長。</p> <p>資料の 6 ページをお願い致します。番号 3 番、地図・公図は 27 ページ、28 ページになります。</p> <p>●●番地、面積 246 m²を、●●の亡●●さん、相続人代表者、●●さんが、自己用住宅にするための許可申請が出ています。</p> <p>用途地域で集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地と判断することができます。</p> <p>申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。</p> <p>建築面積は 58.75 m²で、給排水は南側の上下水道本管に接続の予定です。</p> <p>当事案については、議案第 18 号、第 5 条許可申請の番号 8 番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてもこのあと上程する議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項許可申請の案件に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。</p>
<p>(議案第 17 号)</p> <p>【議長】</p>	<p>次の議案に移ります。</p> <p>議案第 17 号、農地法第 5 条許可後の計画変更承認申請の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号 1 番の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長。</p> <p>資料の 7 ページをお願い致します。番号 1 番、地図・公図は 31 ページ、32 ページになります。</p>

当初計画者は●●の●●さん他1名、承継者が●●の●●さんです。土地につきましては、●●番地、面積349㎡で、こちらを自己用住宅にするためです。

所有権移転により、自己用住宅を建てるための転用目的で、平成30年12月の案件に上程し、平成31年1月16日に許可が出たものの計画変更です。

当初計画者は所有権移転までは進めていましたが、当初計画者の不幸により、転用事業が不可能になってしまいました。

今回、承継者の自己用住宅として、計画変更承認申請が出されました。議案第18号、第5条許可申請の番号第9番と関連がありますので一括で審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてもこのあと上程する議案第18号農地法第5条第1項許可申請の案件に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。

(議案第18号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の8ページをお願い致します。番号7番、地図・公図は29ページ、30ページになります。

●●番地、面積809㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、太陽光発電施設にするための許可申請が出ています。

用途地域で集落接続があり、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図等から問題はないと考えられます。

太陽光パネル128枚、305.824㎡を設置。周囲は高さ1.3mのフェンスを設置予定です。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

●番●●です。

19日に会長、事務局、推進委員と現地を調査致しました。

現地は若干傾斜があるようですが、排水については対策をとるということで、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

現地調査の結果、別に問題はないので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号8番は、先ほどの議案第16号農地法第4条許可申請、番号3番に関連する案件となりますので、併せて審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、議長。

続きまして番号8番をお願いします。地図・公図は27ページ、28ページになります。

●●番地、面積72㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、議案第16号、番号3番の農地法第4条許可申請と一括で、自己用住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は、住宅が連たんする区域内で、集落接続があり、上下水道に

接続可能であり、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

建築面積は58.75㎡で、給排水は南側の上下水道本管に接続の予定です。

写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

こちらの方も19日に現地調査を行いまして、議案第16号農地法第4条許可申請、番号3番の土地へは、接道部分が90cmくらいしかなく、進入路がない状態になっているものですから、その関係で当該農地を取得したいものです。よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

現地調査の結果、別に問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

議案第16号農地法4条第1項許可申請の3番を許可相当、議案第18号農地法第5条第1項による許可申請の8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、2案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号9番は、先ほどの農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件、番号1番に関連する案件となりますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、議長。

番号9番をお願いします。地図・公図は31ページ、32ページになります。

●●番地、面積349㎡を、●●の●●さんと、子である●●さん、●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための許可申請で、先程、7ページ、議案第17号で計画変更の説明をした農地です。

申請地は集落接続があり、第2種と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、ローン事前相談結果通知、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

建築面積は70.96㎡、給水は西側の上水道本管から、排水は合併浄化槽を通じ隣接側溝へ排水予定です。

補足説明です。譲渡人は平成31年に自己用住宅の建設のために許可を受けていましたが、伴に許可を受けた夫が亡くなってしまったことにより断念したため、今回、夫の持ち分の相続を受けた子供達と連名で、●●さんの自己用住宅として改めて申請がなされたものです。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員をお願いを致します。

【●●委員】

はい。

こちらの方も19日に現地調査をしまして、以前の申請の際も私が調査をしまして、2度目の現地調査でございますけれども、何ら問題はないと思いますから、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

現地調査の結果、別に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

議案第17号農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件を承認相当、議案第18号農地法第5条第1項による許可申請の9番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認相当及び許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号10番は、先ほどの農地法第3条許可申請の件、番号7番に関連する案件となりますので、併せて審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 はい、議長。

資料の9ページをお願いします。番号10番、地図・公図は25ページ、26ページになります。

●●番地、他2筆、合計1,459㎡の内0.39㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに賃貸借により、一時転用で太陽光発電施設を設置するための許可申請が出ています。

これは、議案第15号、番号7番の農地法第3条許可申請に関連するものです。

当事案については、令和3年2月の農業委員会において、許可相当となっていました。申請者の都合により取り下げとなりまして、この度再申請されたものです。

申請地は農振区域内の農用地で、申請書に添付された、事業計画書、設備認定書、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

農地所有適格法人の農地に関連会社の太陽光発電事業者が地上権を設定し、発電事業を行うものです。パネルは279枚、最低支柱高2.5m、80本を設置の予定です。

パネルの下で柿等の栽培を予定しています。発電量は1時間当たり最

大で 49.5 k w です。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いを致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

4月19日の午後、に正副会長、事務局の皆さんと現地調査を行いました。現地は、少し雑草が生えていましたが、問題ないと思います。

一点、私がどうかと思う点ですが、●●は農業法人なのですが、●●は、商業登記簿上は発電事業を行う会社になっていることです。

【事務局】

農業法人の●●さんが、農地の一部を●●さんに、営農型発電施設の設置を目的として、農地法第5条第1項の規定により、一時転用の許可申請を行うものです。

【●●委員】

はい、わかりました。よろしくご審議の程お願いします。

【議長】

次に●●推進委員ですが、問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

議案第15号農地法3条許可申請の7番を条件付で許可、議案第18号農地法第5条第1項による許可申請の10番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を条件付の許可および許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号11番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 11 番、地図・公図は 33 ページ、34 ページになります。

●●番地、他 4 筆、合計 2,198 m²を、●●の成年被後見人、●●さんの、成年後見人である、●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により建売住宅 9 区画にするための許可申請が出ています。

10ha 未満の集団農地で集落接続があり、住宅等が連たんする区域内として第 2 種、3 種農地と判断することができます。

申請書に添付された資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地選定書、配水承諾書のほか、開発申請書の写しの添付もあることから問題はないと考えられます。

面積は 1 区画 209 から 256 m²の 9 区画で、給水は、西側及び南側の上水道本管から、排水は合併浄化槽を通じ隣接側溝へ排水予定です。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい。

19 日に皆で集まり、現場確認をしました。南側に●●がありまして、その前の道が中学校へ行く道になっています。西側には排水路があり、南側にも排水路があります。交差点の先が●●の駐車場になっています。

何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

19 日に現地調査を行いました。

問題はないようです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号 11 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 19 号)

【議長】 次の案件に移ります。
議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。
事務局に利用権設定の番号 18 番～30 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の 10 ページをお願いします。番号 18 番、地図・公図は 35 ページ、36 ページになります。

●●番地、面積 1,376 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。
小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 19 番、地図・公図は 37 ページ、38 ページになります。

●●番地、面積 807 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 1 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。
小作料は 10 アール当たり 12,391 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 20 番、地図・公図は 39 ページから 42 ページになります。

●●番地、他 3 筆合計 876 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。
小作料は 10 アール当たり 5,707 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 21 番、地図・公図は 43 ページ、44 ページになります。

●●番地、面積 1,196 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。
小作料は 10 アール当たり 4,181 円で、野菜の作付けを予定しています。

す。

次のページ 11 ページへ行きまして、番号 22 番、地図・公図は 45 ページ、46 ページになります。

なお、番号 22 から 24 番は設定を受ける者が●●さんですので、一括で説明をさせていただきます。

●●番地、他 1 筆合計 1,942 m²を、●●の●●さん他 1 名が、

下へ行きまして、番号 23 番、地図・公図は 47 ページ、48 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 2,068 m²を、●●の●●さんが、

下へ行きまして、番号 24 番、地図・公図は 49 ページ、50 ページ、51 ページになります。

●●番地、他 4 筆合計 4,658 m²を、●●の●●さんが、総計で 8,668 m²を、●●の●●さんに、田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は、22 番が 10 アール当たり 5,000 円、24 番が 10 アール当たり 10,000 円で、23 番は無償となっており、水稻の作付けを予定しています。

12 ページへ行きまして、番号 25 番、地図・公図は 52 ページ、53 ページになります。

●●番地、面積 1,972 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 2 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 26 番、地図・公図は 54 ページ、55 ページになります。

●●番地、面積 2,234 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 8,953 円で、水稻の作付けを予定しています。

続きまして、番号 27 番、地図・公図は 56 ページ、57 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 753 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 5 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 13,280 円で、野菜の作付けを予定していま

す。

続きまして、番号 28 番、地図・公図は 58 ページ、59 ページ、60 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 1,650 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 5 年 1 か月間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

13 ページへ行きまして、番号 29 番、地図・公図は 61 ページ、62 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 1,270 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 30 番、地図・公図は 63 ページ、64 ページになります。

●●番地、面積 1,127 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜等の作付けを予定しています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

ちょっと、確認をさせてください。

20 番の利用権設定を受ける●●さんと、29 番で利用権設定を受ける●●さん、これは、利用権を設定する人は違いますが、利用権設定を受ける人は同じ人ということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【●●委員】

●●さんの経営面積は 12.7 a ということですが、20 番の案件は新規ということで、29 番は更新になっています。更新の面積は 12.7 a にな

っていますので、私が確認したかったのは、更新案件として、経営していた 12.7a と、新規に契約する 8.76a を合計しても、30a の下限面積を満たさないので、下限面積を満たさなくても良いのか、それとも、今回設定する農地以外に 12.7a 経営していて、総計で 34a ということですか。

【事務局】

回答いたします。

●●さんは、●●の●●として、甲斐市で営農活動を、サツマイモとか、赤坂でトマトの栽培などをしていただいているのですが、甲斐市での定住を目指して、自分で農業経営をしようと、利用権設定を活用して農地を借用しているところです。

質問にあった下限面積ですが、農地法第 3 条の許可申請を受ける場合は、下限面積が定められていて、甲斐市では 30a になっているのですが、利用権設定を受ける場合は、下限面積がありませんので、新規就農で農地を経営することが可能なため、今まで、今回更新する農地を経営していて、経営規模拡大として新規に農地の利用権設定を受けるものです。

【●●委員】

では、●●さんの経営面積 12.7a と、29 番で更新設定する 12.7a はイコールということですね。

【事務局】

はい。

【議長】

よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

質問がないようですので、番号 18 番～30 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。
神澤副会長より閉会のことばをお願い致します。

【神澤副会長】

(あいさつ)

これをもちまして第4回の総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

午後3時51分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年5月 日

議事録署名委員 19番

議事録署名委員 1番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。
甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一